

令和８・９年度 豊田市入札参加資格 審査申請要領 (工事関係委託)

令和８・９年度において、豊田市、豊田市上下水道局及び豊田市土地開発公社が発注する設計、測量及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望される方は、本要領によりあいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）を用いて、豊田市に申請してください。

《はじめに》

設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、適正な申請をしていただきますようお願いいたします。

以下、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）（以下、「電子調達システム（CALS／EC）」という。）による入札参加資格審査申請（以下、「電子申請」という。）手続きについて定めます。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）に該当しないこと。

地方自治法施行令 （抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (2) 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと。
- (3) 豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請又は添付書類中の重要な事項について、記載をしない者又は虚偽の記載をした者でないこと。
- (5) 資格審査を希望する業種について、建築設計を希望する者は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録を、一般測量又は航空写真測量を希望する者は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録を、営業に関し法令の規定により許可登録等が必要とされる場合はその許可登録等を受けていること。

2 電子申請の方法

- (1) 電子申請を行おうとする方は、電子調達システム（CALS／EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- (2) 電子申請は、支店等の有無にかかわらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する代表権のある方の名義のICカードで行ってください。

(3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。

契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。

(4) 電子申請においては、画面上の注意、申請者操作手引書及び「電子申請上の注意点」に従ってください。

(5) 電子申請後、速やかに代表審査自治体（システムで自動決定されます。）及び申請先自治体に別送書類を送付してください。

申請先自治体が必要とする別送書類は、2（1）に記載したポータルサイトから確認できます。

(6) 世界貿易機関（WTO）の特定調達に係る特定役務の入札のみを希望する場合は、申請時に後記「4 別送書類」（3）に記載する提出先に、その旨を申し出てください（この取扱いは、具体的な案件等がある場合に限ります。）。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年1月31日（月）

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、以下の書類各1部を「別送書類送付書」とともに、所定期日までに提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、申請日（申請データ送信日）において、**発行日より3か月以内のものに限ります**（鮮明であれば写し可）。

(1) 提出書類

別表「別送書類一覧」のとおり。

(2) 提出期日

① 定時受付

申請日（申請データ送信日）から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着。）。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

② 随時受付

申請日（申請データ送信日）から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。なお、データ送信日から7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※ 前記①、②の提出期日の最終日が休日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。ただし、定時受付時には、最終提出期限は令和8年2月24日（火）とします。

【注意】

入札参加資格申請データを入力後、送信すると内容の修正ができません。入札参加資格申

請の入力内容を十分に確認したうえで、送信してください。特に定時受付期間中は、令和7・8・9年度定時受付及び令和6・7年度随時受付の申請の取下げができませんので注意してください。

(3) 提出先

〒471-8501

愛知県豊田市西町3-60

豊田市役所 総務部契約課

TEL (0565) 34-6616 FAX (0565) 34-6789

Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

5 入札参加の資格審査

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、令和10年4月1日（土）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格を決定した日から令和10年3月31日（金）まで有効とします。

豊田市における入札参加資格の決定は、申請データ受領日を含む週から起算して3週間後の月曜日となります。ただし、申請内容又は別送書類等に不備がある場合は、補正等が完了した日を含む週から起算して3週間後の月曜日以降となります。

7 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

8 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。ただし、定時受付に係る変更手続きは、令和8年4月1日（水）からとなります。

なお、登録内容の変更については電子申請のみとし、別送書類送付等の提出は必要ありません。

9 令和6・7年度定時受付からの変更点

- ・ 契約営業所として市内の営業所を登録する際は、市が立入調査等を行う場合がありますので、別送書類として「営業所の実態調査に関する同意書」を追加します。

10 その他

(1) 電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入札参加停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

また、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録の更新を行っていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

(2) 電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、証明書面は、入札参加資格の有効期間中は保管しておいてください。

(3) 入札参加資格者名簿及び入札結果をウェブサイトで公表する予定ですのであらかじめご了承ください。

別表 別送書類一覧

別送書類の提出期限は、要領4（2）により定められています。

＜代表審査自治体が豊田市ではない場合＞

対象が「豊田市を代表審査自治体とする者」となっている書類の提出は不要です。

代表審査自治体となる自治体の必要な別送書類を確認し、電子申請を行う前に別送書類を用意のうえ、代表審査自治体へ申請手続を行ってください。

番 号	書 類 名	対 象	摘 要
(1)	・ 登記事項証明書 等 (鮮明であれば写し可)	豊田市を代表 審査自治体と する者	1 法人事業者は「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」 2 個人事業者は「代表者の身元証明書（本籍地の市区町村長が発行する身元証明書。日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書）」及び「代表者の登記されていないことの証明書（後見・保佐・補助を受けていないことの証明。全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能。）」
(2)	・ 納税証明書（国税） (未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可)	豊田市を代表 審査自治体と する者	1 法人事業者は「法人税」、「消費税及び地方消費税」（その3の3） 2 個人事業者は「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」（その3の2） ※未納の税額がないことが証明されている場合は、その3でも可

(3)	・ 納税証明書（愛知県税） （未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可）	豊田市を代表 審査自治体と する者	1 法人事業者は「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」 2 個人事業者は「個人事業税」、「自動車税種別割」 3 愛知県内に事業所がない者等で納税証明書（愛知県税）が受けられない場合は「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出してください。書類は、電子調達システム（CALS／EC）からダウンロードしてください。
(4)	・ 納税証明書（豊田市税） （未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可）	入札参加資格申請システムで「法人番号」「通知書番号」を入力していない者	<u>入札参加資格申請システムで「法人番号」又は「通知書番号」を入力された場合は、豊田市税の確認ができるので提出の必要はありません。</u>それ以外の場合は、豊田市が発行した納税証明書（証明の種類は「完納証明」。3か月以内発行のもの。コピー可。）の提出が必要になります。なお、豊田市に納税義務がない場合はチェック欄に斜線を引き、この別送書類送付書のみを提出してください。
(5)	・ 実績調書（※1）	全ての申請者	様式第1号「実績調書」（ホームページからダウンロード）を提出
(6)	・ 技術者数等報告書（※2）	全ての申請者	様式第2号「技術者数等報告書」（ホームページからダウンロード）を提出
(7)	・ 営業所の実態調査に関する同意書	豊田市内に本店又は支店を有する者	豊田市内に本店又は支店を有する者は「営業所の実態調査に関する同意書」を記載して提出

(※1) 実績調書

この調書は、貴社がどのような内容及び規模の事業が実施可能かを検討するための資料となります。希望する業種のうち、電子申請時から過去2年間に完了の業務について、申請する業種別に代表的な契約実績を記載してください。官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人）との契約実績を優先して、規模の大きい順に記載してください。また、特に技術を必要とするものや、貴社の特徴的な実施事業等がありましたら、これも記載してください。

ア 「発注者」欄には、元請については官公庁名又は業者名を入力してください。下請については、元請業者名を入力してください。個人注文者の場合は、「個人」と入力してください。

イ 「業務対象の規模等」欄には、測量の面積・精度、設計の階数・構造・延べ面積等を入力してください。

ウ 「契約金額」欄には、消費税を含まない金額（千円未満切捨て）を入力してください。

エ 様式については、豊田市様式と同じ内容であれば、他自治体に提出したものや独自に作成した様式でも構いません。

(※2) 技術者数等報告書

電子申請で入力された技術者の内訳及びその他の技術者の人数等を確認するための資料となります。人数は延べ人数の数字を記入してください。

【電子申請上の注意点】

- 1 電子申請を行う前に、申請先自治体の申請項目、別送書類の種類をご確認ください。また、電子調達システム（CALS／EC）の利用に際しては、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規約をご確認のうえ、同意していただく必要があります。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- 2 各申請項目は、電子調達システム（CALS／EC）に掲載の操作手引書、画面上の指示及び本要領に従って入力してください。

- 3 審査（格付）状況照会

電子調達システム（CALS／EC）にアクセスして審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「申請状況照会／補正申請／取下申請」（参照する際には、ICカードが必要です。）

なお、別送書類及び電子申請内容に不備等がある場合には、補正指示が出されている場合があります。データ送信後、必ず、審査（格付）の進捗状況を確認してください。

- 4 審査（格付）結果は次のとおり照会することができます。

電子調達システム（CALS／EC）にアクセスして格付結果を参照することができます（書面による通知は行いませんが、審査終了のメールが送信されます。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「格付結果照会」

（参照する際には、ICカードが必要です。）

なお、定時受付の場合は、令和8年3月末日までに審査終了のメールが送信される予定で、令和8年4月1日（火）から照会が可能です。

- 5 電子調達システム（CALS／EC）は、システムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止する場合があります。

- 6 電子調達システム（CALS／EC）の操作について不明な点がある場合は、ヘルプデスクにお問合わせください。

電 話 0120-059-399

受付時間 平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）

午前9時から午後5時（定時受付期間中は午後7時）まで

【申請項目について】

1 申請者情報入力

（操作手引書→入札参加資格審査申請→5. 6 設計・測量・建設コンサルタント等新規申請→5-6-3～）

画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

2 契約営業所入力

（操作手引書→入札参加資格審査申請→5. 6 設計・測量・建設コンサルタント等新規申請→5-6-7～）

画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

（1）申請を希望する業種

業務	コード	業 種	業務	コード	業 種
設計	1	建築設計	建設コンサルタント	1 2	水産土木
	2	設備設計		1 3	造園
測量	3	一般測量		1 4	都市計画及び地方計画
	4	航空写真測量		1 5	土質及び基礎
建設コンサルタント	5	河川、砂防及び海岸・海洋		1 6	鋼構造及びコンクリート
	6	港湾及び空港		1 7	建設環境
	7	道路	地質調査	1 8	地質調査
	8	上水道及び工業用水道	補償コンサルタント	1 9	土地調査
	9	下水道		2 0	土地評価
	1 0	農業土木		2 1	物件調査
	1 1	森林土木		2 2	事業損失

（2）登録を受けている事業

申請日現在において登録を受けているものについて、登録番号及び登録年月日を入力してください。（年度、登録官公庁名は入力しないでください。）

なお、建設コンサルタントについては、「2-（1）「建設コンサルタント」の内、登録を受けている部門」に登録している内容を各々入力してください。

3 共通情報入力

（操作手引書→入札参加資格審査申請→5. 6 設計・測量・建設コンサルタント等新規申請→5-6-24～）

画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

自己資本額、損益計算書、貸借対照表については、財務諸表等の写し（現況報告書及び決算報告書等）を参考に千円未満は切り捨てて入力してください。

(1) 年間実績高

各売上・収入等実績は当該事業に係るもののみを入力し、建設業及び物品製造業等の実績は含まないでください。

ア 営業年度（決算日）の変更等で1年に満たない決算がある場合は、以下の例により不足月数分を直前3年度分の決算の売上から補充し算定してください。

（例）直前1年度の不足月数が3月の場合

$$\frac{(\text{直前3年度分決算} \times 3 / 12) + \text{直前2年度分決算} + \text{直前1年度分決算}}{2}$$

＝直前2年間の年間平均実績高

イ 新規に営業を開始することにより2年間に満たない場合は、以下の計算式により算定してください。

各営業年度の実績高の合計額／2＝直前2年間の年間平均実績高

ウ 個人から法人へ組織変更した場合で、経営に同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合は、前営業体又は吸収合併前の各企業の売上も通算してください。

(2) 有資格者数

該当する資格について、申請日（申請データ送信日）現在における該当者の人数を入力してください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇（建築士については「木造」を含む。）〇〇士・〇〇士補等については上位のもののみ、技術士については同一部門内（総合技術監理部門において当該部門内の科目を選択科目とするものを含む。）でいずれか1つを、また、RCOMについては希望する業種を考慮していずれか1つを選択してください。

〔1人で重複できない資格は、次の番号の組合せ（別表1 有資格者コード参照）〕

1と2	3と4	5と6	7と8	9と10
11～15	17と18	34～47	48と49と95	50と51
52～55	56と57	58と59	60と61	62～64
71と72	74～76	79①と②	89と90	91と92
49と95と98	49と95と99			

4 個別情報入力

（操作手引書→入札参加資格審査申請→5. 6設計・測量・建設コンサルタント等新規申請→5-6-29～）

「申請項目一覧」で不要とされる項目が表示される場合は、豊田市の他の自治体が必要とする項目です。それぞれの申請先自治体の申請要領等で確認してください。

《申請項目一覧》

※画面上の申請書フォームでは下記の項目について、自動判定のため表示されないことがあります。
これらの項目以外にも、選択・入力が必要な場合があります。

業者統一番号	
申請者（本店）	
郵便番号	
所在地	※登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を入力してください。
商号又は名称（フリガナ）	
商号又は名称（漢字）	
代表者職氏名（役職）	
代表者職氏名（氏名）	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
委任行為の有無	
連絡先（代行者を含む）	
部署名	
担当者名	
直通電話番号	
E-mailアドレス	
契約営業所	
郵便番号	
所在地	
契約営業所名（フリガナ）	
契約営業所名（漢字）	
代表者職氏名（役職）	
代表者職氏名（氏名）	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
営業年数	
契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項	
委任期間	令和 年 月 日 ～令和10年3月31日

申請を希望する業種		
< 2 2 業種 >		※「2-（1）申請を希望する業種（7 ページ）」参照
登録を受けている事業		
1. （1 級・2 級）建築士事務所	登録番号	※建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
	登録年月日	
2. 測量業者	登録番号	※測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
	登録年月日	
3. 建設コンサルタント	登録番号	※建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
	登録年月日	
4. 地質調査	登録番号	※地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
	登録年月日	
5. 補償コンサルタント	登録番号	※補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
	登録年月日	
6. 不動産鑑定業者	登録番号	※不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
	登録年月日	
7. 土地家屋調査士	登録番号	※土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて入力してください。）
	登録年月日	
8. 司法書士	登録番号	※司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合
	登録年月日	
9. 計量証明事業者	登録番号	※計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合
	登録年月日	
「建設コンサルタント」の内、登録を受けている部門		
(1) 河川、砂防及び海岸・海洋		※「登録を受けている事業」と同様に「登録番号」と「登録年月日」を入力してください。
(2) 港湾及び空港		
(3) 道路		
(4) 上水道及び工業用水道		
(5) 下水道		
(6) 農業土木		
(7) 森林土木		
(8) 水産土木		
(9) 造園		
(10) 都市計画及び地方計画		
(11) 土質及び基礎		
(12) 鋼構造及びコンクリート		
(13) 建設環境		

業務区分及び直前２年間の年間平均完成実績高		
設計業務		※豊田市は不要
測量業務		
建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償コンサルタント		
その他		
年間実績高		
直前２年度分決算		※直前１年度決算の前の決算を入力してください。
直前１年度分決算		※申請日直前に確定した決算を含む過去１年間の決算を入力してください。
直前２年間の平均実績高		※両決算の合計を２で除して得た額（千円未満四捨五入）を入力してください。
<各業種ごとに入力してください。>		
自己資本額		
株主資本	直前決算	ア 「株主資本」欄は、法人の方は払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式を減じた額を入力してください。（外資系企業の場合は、下段に外国資本の額を内数で入力してください。） 個人の方は、純資産合計（期首資本額＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を入力してください。 ※ 青色申告の方は、純資産合計＝事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額－事業主貸となります。 ※ 白色申告の方は、青色申告決算書の貸借対照表のフォームを利用するなどして作成した貸借対照表をもとに入力してください。 イ 「評価・換算差額」欄は、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金がある場合は、その合計額を入力してください。 ウ 「新株予約権」欄は、新株予約権があった場合は、その額を入力してください。 エ 「直前決算」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄は、入札参加資格申請日直前の決算より入力し、「決算後の増減」欄は、当該直前決算日から入札参加資格申請日までの間において増減がある場合に入力してください。
	剰余（欠損）金処分	
	計	
	決算後の増減	
	合計	
（うち外国資本）	直前決算	
	剰余（欠損）金処分	
	計	
	決算後の増減	
	合計	
評価・換算差額	直前決算	
	剰余（欠損）金処分	
	計	
	決算後の増減	
	合計	
新株予約券	直前決算	
	剰余（欠損）金処分	
	計	
	決算後の増減	
	合計	
計	直前決算	
	剰余（欠損）金処分	
	計	
	決算後の増減	
	合計	

損益計算書	
税引前当期純利益	※直前１年度分決算により入力してください。
貸借対照表	
流動資産	※直前１年度分決算により入力してください。
固定資産	
繰延資産	
資産合計	
流動負債	
固定負債	
資本合計	
負債資本合計	
経営比率	
総資本純利益率	※小数点第２位以下の数値を四捨五入して小数点第１位までの数値を入力してください。
流動比率	
自己資本固定比率	
営業年数	
創業	※「営業年数」欄には、申請を希望する業種に係る事業開始日（２以上の申請業種の場合は最も早い開始日）から申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間（１年未満の端数は切り捨て）を入力してください。 組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業（前営業体）との同一性を保持していると認められている場合は、前企業（営業体）の創業時をとることができます。 吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとしてください。
休業又は転（廃）業の期間	
現組織への変更	
営業年数	
常勤職員数	
技術職員	※申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。 「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、申請日現在において常時雇用している従業員の内、専ら設計・測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「その他の職員」欄には、それ以外の職員（兼業部門等職員）及び常勤役員の数を入力してください。 「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。
事務職員	
その他職員	
計	

外国資本（５０％以上）の有無		
有無		
外資状況		
（１）外国籍会社		※外資系企業（日本国籍会社を含む。）のみ「国名」に外国名を入力してください。
（２）日本国籍会社（比率100％）		※100％外国資本の会社をさします。「国名」に外国名を入力してください。
（３）日本国籍会社（比率　　％）		※一部外国資本の会社をさします。「国名」に外国名を、「（比率　　％）」内に当該国の資本比率を入力してください。
適格組合証明		
取得年月日		※官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。
番号		
ＩＳＯ認証取得状況		
ＩＳＯ９０００ｓ	認証区分	※申請日現在においてISO9001、ISO14001のいずれかについて、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を入力してください。
	認証番号	
ＩＳＯ１４００１	認証区分	
	認証番号	
有資格者数		
「別表１ 有資格者コード」参照		
合計		
実人数		※実際の資格取得者数を入力してください。
技術者名簿		
氏名1		※申請日現在における「有資格者数」に該当する資格保有者の氏名とその資格名に付した番号を入力してください。
番号1		
<以下同様に５０人まで>		
合計		※当該資格の延べ数を入力してください。
実人数		※実際の資格取得者数を入力してください。
添付ファイル		※50人を超える場合は、指定ファイルを添付してください。

希望業種実績	
希望業務コード1	
許可区分1	
直前2年間の平均実績高1	
官庁最高金額1	※直前2年間で官公庁で契約したもののうち最高金額のものを入力してください。
官庁次位金額1	※直前2年間で官公庁で契約したもののうち2番目の金額のものを入力してください。
＜以下同様に22業種まで＞	※すべての業種で、官公庁との契約実績がない場合は次に進むことができません。この場合は最初の業種の「官庁最高金額」に「1」を入力してください。
資格者数	
資格コード1	
資格者数1	
＜以下同様に22業種まで＞	
株主（出資者）調書	
株主（出資者）名	※豊田市は不要
所在地または住所	
所有株数（出資の価額）	
所有株数（出資の価額）	
株	
円	
代表取締役（個人事業主）の略歴書	
現住所	※豊田市は不要
氏名	
職名	
職歴	
自	
至	
従事した職務内容	
賞罰	
年月日	
賞罰の対象	
税の未納のないことの確認	
未納の有無	
納税状況の確認についての同意	
確認の有無	
課税番号（豊田市分）	法人は「法人番号」個人は「通知書番号」を入力（未入力の場合は市税の納税証明書の提出が必要）
契約を締結する営業所	
申請先自治体との指名実績	※豊田市は不要
申請先自治体との契約実績	※豊田市は不要

【コード一覧】

別表 1 有資格者コード

技術士		技術士補	
<建設部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		23	<建設部門>
1	土質及び基礎	24	<上下水道部門>
2	土質及び基礎以外の有資格者	25	<農業部門>
<上下水道部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		26	<森林部門>
3	上水道及び工業用水道	27	<水産部門>
4	下水道	28	<機械部門>
<農業部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		29	<電気電子部門>
5	農業農村工学（旧：農業土木を含む）	30	<衛生工学部門>
6	農村地域・資源計画（旧：農村環境を含む）	31	<情報工学部門>
<森林部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		32	<応用理学部門>
7	森林土木	33	<環境部門>
8	林業・林産（旧：林業を含む）	R C C M	
<水産部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		34	河川、砂防及び海岸・海洋
9	水産土木	35	港湾及び空港
10	水産資源及び水域環境（旧：水産水域環境を含む）	36	道路
<機械部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		37	上水道及び工業用水道
11	流体機器（旧：流体力学を含む）	38	下水道
12	機構ダイナミクス・制御（旧：交通・物流機械及び建設機械を含む）	39	農業土木
13	加工・生産システム・産業機械（旧：加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械を含む）	40	森林土木
14	（欠番）	41	水産土木
15	上記以外の機械部門の有資格者	42	造園
<電気電子部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		43	都市計画及び地方計画
16	電気電子部門の有資格者	44	土質及び基礎
<衛生工学部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		45	鋼構造及びコンクリート
17	水質管理	46	建設環境
18	廃棄物・資源循環（旧：廃棄物処理を含む）	47	上記以外の R C C M の有資格者
19	（欠番）		
<情報工学部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>			
20	情報工学部門の有資格者		
<応用理学部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>			
21	地質		
<環境部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>			
22	環境部門の有資格者		

その他			
48	1 級建築士	75	第 2 種電気主任技術者
49	2 級建築士	76	第 3 種電気主任技術者
50	測量士	77	環境計量士
51	測量士補	78	エネルギー管理士
52	1 級土木施工管理技士	79	①公害防止管理者水質関係第 1 種
53	2 級土木施工管理技士（土木）		②公害防止管理者水質関係第 2 種
54	2 級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	80	伝送交換主任技術者
55	2 級土木施工管理技士（薬液注入）	81	線路主任技術者
56	1 級管工事施工管理技士	82	土地区画整理士
57	2 級管工事施工管理技士	83	畑地かんがい技士
58	1 級建設機械施工管理技士	84	農業集落排水計画設計士
59	2 級建設機械施工管理技士	85	農業土木技術管理士
60	1 級造園施工管理技士	86	地質調査技士
61	2 級造園施工管理技士	87	土地家屋調査士
62	下水道技術検定 1 種	88	司法書士
63	下水道技術検定 2 種	89	不動産鑑定士
64	下水道技術検定 3 種	90	不動産鑑定士補
65	（欠番）	91	公認会計士
66	推進工事技士	92	公認会計士補
67	小規模ダム工事総括管理技術者	93	税理士
68	ダム工事総括管理技術者	94	補償業務管理士
69	地すべり防止工事士	95	木造建築士
70	基礎施工士	96	中小企業診断士
71	コンクリート主任技士	97	建築設備士
72	コンクリート技士	98	構造設計一級建築士
73	土木用コンクリートブロック技士	99	設備設計一級建築士
74	第 1 種電気主任技術者	100	建築積算士（建設積算資格者）

〔1 人で重複できない資格は、次の番号の組合せ〕

1 と 2	3 と 4	5 と 6	7 と 8	9 と 10
11～15	17と18	34～47	48と49と95	50と51
52～55	56と57	58と59	60と61	62～64
71と72	74～76	79①と②	89と90	91と92
49と95と98	49と95と99			

また、技術士の資格について、次の表の左欄に掲げる資格を有するものは、右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

機械部門（流体機械）	機械部門（流体工学）
機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）	機械部門（交通・物流機械及び建設機械）
機械部門（機械設備）	機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）
衛生工学部門（廃棄物処理） 衛生工学部門（廃棄物管理計画）	衛生工学部門（廃棄物管理）

実 績 調 書

業者統一番号 _____

希望業種 _____

商号又は名称 _____

発注者	元請又は 下請の別	件名	業務対象の規模等	契約金額 (消費税抜き)	契約期間		
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで
				千円	令和	年	月から
				千円	令和	年	月まで

(注1) 希望する業種ごとに記入してください。
(注2) 申請時から過去2年間に完了の業務について記入してください。
(注3) 民間との契約を含めて主な実績を、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団、独立行政法人)との契約実績を優先して記入してください。

技術者数等報告書

業者統一番号

商号又は名称

●技術者数

技術士（建設部門）の内訳	人数（延べ）		
	契約締結先	契約締結先以外	計
河川、砂防及び海岸・海洋			0
港湾及び空港			0
道路			0
都市及び地方計画			0
鋼構造及びコンクリート			0
建設環境			0
電力土木			0
鉄道			0
トンネル			0
施工計画、施工設備及び積算			0
計	0	0	0

RCCM（電子申請で記入以外）の内訳	人数（延べ）		
	契約締結先	契約締結先以外	計
地質			0
電力土木			0
鉄道			0
機械			0
トンネル			0
電気電子			0
廃棄物			0
計	0	0	0

その他の技術者	人数（延べ）		
	契約締結先	契約締結先以外	計
地籍調査管理技術者（（一社）日本国土調査測量協会認定）			0
空間情報総括監理技術者			0
名古屋鉄道（株）が認定する工事指揮者			0
道路防災点検・点検技術者講習（（財）道路保全技術センター又は（一社）全国地質調査業協会連合会開催）			0
再開発コーディネーター（（一社）再開発コーディネーター協会認定）			0
道路橋点検士（（一財）橋梁調査会認定）			0

●建築設計に申請する場合のみ、該当欄に○をつけてください。

項	目	該当欄
建築物の構造計算の方法（非木造について回答）	自社で実施	
	他社に委託	
自社で耐震診断が可能な建築物の種別 （複数回答可） ※自社でできない場合は「無し」を選択	W造	
	S造	
	RC造	
	SRC造	
	無し	

(工事関係委託用)

豊田市長 様

営業所の実態調査に関する同意書

豊田市入札参加資格者名簿に登録されている契約営業所について、当該契約営業所の実態の有無を確認するため、豊田市職員が当該契約営業所に関係する豊田市税の申告及び課税の状況を確認し、及び、豊田市職員（豊田市から調査を委託された者を含む。）が当該契約営業所に立入り、実地に調査することに同意します。

年 月 日

〔契約営業所の内容をご記入ください。〕

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

問合わせ先

〒471-8501

愛知県豊田市西町3-60

豊田市役所 総務部 契約課

TEL (0565) 34-6616 (直通)

FAX (0565) 34-6789

Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

ホームページ <https://www.city.toyota.aichi.jp/>